

カナダ政治における連邦総督の地位

— 2008 年連邦議会停会騒動を事例に —

The Substantial Political Role of the Governor-General of Canada
from the Current Canadian Political Context

岡田 健太郎

OKADA Kentaro

1. はじめに

2008 年暮れ以降今日にいたるまで、カナダでは連邦総督の法的政治的地位や権限を巡ってさまざまな議論が展開されるようになった。これまでカナダにおいては、総督の地位とはあくまでも国民統合のシンボル・象徴として認識されてきており、国民のあいだでも、また政治学者のあいだでも、その権限について論じられることはほとんどなかったと言ってよい。むしろ総督には、エスニシティやジェンダーといった点でのマイノリティ出身者が就任することが多く、その地位は多文化・多民族国家であるカナダを象徴する存在としてのみ認識されてきた。この数年のあいだに問われるようになってきた、総督の地位・権限を巡る問題は、具体的には多数党不在という状況下での連邦議会下院における連立構想に端を発したものであり、二大政党制を前提とするウェストミンスター型デモクラシーにおける政党間の対立が、思わぬかたちで総督の地位を再考する契機となったのである。2011 年 5 月に行われた連邦下院総選挙では、それまで 2006 年以來 5 年にわたって少数派政権を余儀なくされてきたスティーヴン・ハーパー首相率いる保守党が過半数を占め、ようやく安定的な政権運営が可能となった。しかし、総督の地位や役割を巡る議論は現在でも続いていることから、本稿ではこれらについて考察したうえで、この問題が示唆する論点について、政治学的観点から考えてみることにしたい。

2. 問題の所在

イギリスの植民地から発展した旧英領諸国の国々、とりわけカナダ、オーストラリア、ニュージーランドといった国々は、基本的にはイギリスの統治制度をそのまま受け継いでいる。そのため議会制度、君主制に基づく統治といった政治的枠組みは、これらの国々において共通する要素が多い。

しかしながら、これらの政治的枠組みが、受容した当時のまま今日に至っているというわけでもない。それぞれの地域における社会や文化、政治状況に合わせて、政治制度そのものが時間の経過とともに、緩やかに変容してきていることもまた事実であり、それはむしろ当然のことと言えるだろう。あるいは極端な事例ではあるものの、オーストラリアにおける近年の共和制導入の議論に見られるように、イギリス流の政治制度からの明確な離脱を目指す動きも存在する。それぞれの国において、共通の要素をもった統治の枠組みが、どのように発展し、分岐していくのか。この問いかけは政治学的に見れば、いわゆる「新制度論」と呼ばれる理論枠組みからも興味深い論点であることは間違いない。

そのような政治制度のなかでも、いわゆる君主制、つまりは旧英領諸国における総督の位置づけは、あくまでも象徴にとどまるものとして考えられ、これまであまり関心と呼んでこなかった。

ところが近年、カナダにおいては総督の位置づけを巡って、さまざまな議論が展開されるようになっていく。このことは、直接には連邦議会下院における少数派内閣(Minority Government)の成立に由来する問題なのであるが、それだけにはとどまらない論点を含んでいることに留意する必要がある。これまで、イギリスをはじめとするウェストミンスター型の政治構造を持つ国家においては、いわば二大政党制というものが、所与の前提とされてきた。つまり首相の任命に当たって、国王あるいは総督は、多数党の党首を首相に任命するだけでよく、名実ともに象徴的地位にとどまるものだったのである。しかし、今日のイギリスや旧英領諸国の政治を見てみると、もはや純粋なかつての二大政党制は存在しないと言ってよい。

カナダの政党政治を見てみた場合、純粋な二大政党制ではなく、有力な第三政党が常に存在してきたことが特徴的である。ひとつは強力な社会民主主義政党である新民主党であり、もう一つは独特の右派ポピュリズム政党であった社会信用党の存在である。社会信用党は 1980 年代に消滅し、その末裔は今日の政権党であるカナダ保守党の一部を構成している¹。また 1993 年からは、ケベック州を基盤とする仏語系エスニック政党であるケベック連合も有為な第三政党として存在してきた²。

これまでは、二大政党であるカナダ自由党と進歩保守党、それに新民主党、ケベック連合の四党から構成される政党政治が展開されてきたが、基本的には二大政党のどちらかが議会過半数を制していたため、総督による首相の任命が実質的な問題になることはなかった。ところが 21 世紀に入ってから、いずれの政党も過半数を制しない少数派政権が続くようになった。このような状況でも、カナダでは基本的には議会第一党の党首が首相になる政治的慣行が存在していたため、首相の任命という問題は、とりたてて問題になることはなかった。ところが、2008 年暮れに起こった自由党、新民主党による連立協議は、あらためて総督の政治的地位、あるいは実質的な権限について再考する機会となったのである³。

3. 問題の経緯

(1) 背景

2006 年 1 月の連邦下院総選挙では、それまで分裂していたカナダの保守勢力が合同した保守党が議会内第一党となった⁴。ポール・マーティン首相(自由党)は、総選挙翌日に連邦総督に会い、後継首相に保守党党首スティーヴン・ハーパーを推薦して辞任した。この選挙において、保守党は単独過半数を獲得したわけではなく、総議席数 308 に対して、124 議席を占めたに過ぎない。対する自由党は 103 議席、ケベック連合 51 議席、新民主党 29 議席であり、あくまでも政治的な慣習として議会内第一党党首が連邦首相に推薦された。カナダでは伝統的に連立政権の慣習がないとされており、自由党などリベラル色の強い野党間での連立の動きも存在しなかった。ハーパー新首相はカナダでは珍しい少数派政権を三年弱率いたのち、2008 年 10 月に連邦議会下院を解散した。ハーパー首相は議会内多数党形成をめざして総選挙に打って出たものの、結局国民は再度保守党の少数派政権を選択した(保守党 143 議席、自由党 77 議席、ケベック連合 49 議席、新民主党 37 議席)。

選挙後、リーマン・ショックなどで急激に悪化する経済情勢を受けて、ハーパー政権は「経済・財政声明 2008」を公表した。内容としては、財政出動をともなう景気刺激策ではなく、政府コストの削減、政府公務員の賃金削減、各州への補助金削減など、財政規模の縮小に重点をおいたものであった。そのなかでも政党助成金の削減など、野党にとっては厳しい条件が提示されたことが直接のきっかけとなり、11月30日に自由党党首ステファン・ディオ、新民主党党首ジャック・レイトンの二党党首によって連立政権構想が合意され、12月1日には、ケベック連合のジル・デュセツペ党首も声明を出し、閣外協力の立場で二党連立をサポートするとした⁵。こうして8日に政府不信任案が提出されることとなったため、野党三党による不信任案成立は不可避と考えられ、ハーパー政権は発足以来最大のピンチに陥ったのである。

(2) 不信任案へのハーパー首相の対応

窮地に陥ったハーパー首相は12月4日にミカエル・ジャン連邦総督に会い、議会停会を要請した。議会停会(Prorogation)とは、首相のアドバイスに基づき、総督が議会のセッションを公式に終了させることを意味する⁶。議会停会により、議会におけるすべての審議が停止され、審議中の法案は廃案となるため、新たにひらかれるセッションにおいてすべて最初から提出される必要がある。また、再度施政方針演説である総督演説(Throne Speech)を実施することも必要となる。さらには、次のセッション開会までに、首相は上院議員の欠員を任命することが求められる。つまり議会停会とは、言うなれば議会議事のリセット、あるいは仕切り直しと理解することができる。議員らは議員の身分を失うわけではないため、議会解散(Dissolution)とは明確に区別される。

議会停会は近代カナダの政治史上においてこれまでほとんど例がなく、基本的には大規模自然災害や戦争勃発などの際の緊急事態に用いられる非常大権であると考えられてきた。かつては1873年に、当時の首相ジョン・A・マクドナルドが、自らの金銭スキャンダルが議会委員会で追及されるのを嫌って、連邦総督ダファリン卿に対して議会停会を求めたことがある程度であり、この経緯からも議会停会という手法は、議論を封じるきわめて非民主的な行為であると考えられるようになった。君臨すれども統治せず、ではないものの、議会停会という行為は基本的には「抜かずの宝刀」的なものと考えられ、過去の歴史的な手法と認識されるようになった。つまりはこの行為は、民主的な価値観に反するものとして考えられるようになったのである。

連立を模索する野党三党が提出する不信任案成立が必至の情勢のなか、ハーパー首相がとりうる選択肢は、不信任を受け入れて内閣総辞職するか、あるいは再度総選挙に打って出るか、または議会停会を総督に求めるかしかなかった。ハーパー首相は世論の動向を見つうえで、議会停会という選択肢を採用することとしたのである。

(3) 総督の対応

ハーパー首相が議会停会を総督に上奏する意向であることが明らかになると、今度は総督の存在が、政治の表舞台に急遽登場してくることになった。憲法慣習上は、総督は首相のアドバイスにもとづき、議会を停会するか否かを判断することになる。ここで重要なのは、実際に判断する主体は連邦首相ではな

く、あくまでも連邦総督にある点である。つまり総督は、連邦首相の意向を受け入れ議会を停会するか、あるいは逆に停会を拒否し、結果として不信任成立を導くかの二者択一を迫られることになってしまった。このように、連立をめぐる問題は、当初想定もされなかった総督による実質的な政治的判断の是非、という憲法学的・政治学的に重要な問題を引っ張り出すことになったのである。この時点において、連立危機は憲法危機へと転化したと言えよう。

連邦総督ミカエル・ジャンは、2005年に当時のポール・マーティン首相(自由党)によって任命された。彼女はもともとハイチからの難民としてカナダにやってきたエスニック・マイノリティであり、ジャーナリスト時代はリベラルなスタンスの持ち主として知られてきた。彼女のこのようなバック・グラウンドから、保守党のハーパー首相とはそりが合わないと言伝されたこともあり、ハーパー首相の求めに応じるか否かが注目されることになった。つまり、総督としての判断と、彼女のパーソナルな政治的価値観が絡み合うかたちで、国民の注目を集めることとなったのである。

このような情勢のなか、連立樹立をめざす三党は、不信任案採決に向けてのキャンペーンを拡大した。彼らの主張には、大きく二つの柱が存在したと考えられる。一つは、「民意」が自らの陣営に存在することを強調することであった。つまり連邦議会下院における三党の合計議席数は、少数派政権である保守党を上回っていることから、議会における「数」という面において、デモクラティックな正当性が自らにあることを国民に向けて強く訴えることがなされた⁷。もうひとつは、議会停会の求めに対する総督の判断についてのものであり、総督がハーパー首相の議会停会の判断を受け入れず、議会继续させて粛々と不信任案採決へと進むことを求めたものであった。ディオ自由党党首はまず1日に、総督に対して連立政権構想が成立したことについて書簡を送り、また同日にはレイトン新民主党党首も総督宛書簡で、ハーパー首相による議会解散の上奏があった場合にはこれを拒み、自由党と新民主党両党に新たな政権を構成させるよう求めた。さらに、ハーパー首相による議会停会の意向が明らかになった3日に、ディオ党首は再度総督にあてて書簡を送り、ハーパー首相による議会停会の要求を拒絶するよう強く求めた。またディオ党首は、連立構想を支持する国民に対して、連立構想への支持の広がりアピールできるとして、総督あてに手紙を書くよう訴えた。この時点ですでに、総督の存在とその判断が、政治的なものへと転化したことがよくわかるだろう。

これに対してハーパー首相と保守党は、連立構想にケベック州分離独立派であるケベック連合が入っていることを批判し、分離主義者が入る連邦政府は存在し得ないと強く主張した。また未曾有の経済危機にあたって、いま必要なのは強力なリーダーシップであるとして、ハーパー首相の議会停会の決断に理解を求めた⁸。また、ハーパー首相は3日に英仏両語で国民向け緊急テレビ演説を行い、三党連立構想には民主的な正当性は存在しないと強く批判した上で、歩み寄るためには野党との妥協もありうるとして柔軟な姿勢を示した。

議会停会をめぐる国民が注目するなか、4日午前にはハーパー首相はジャン総督に会い、停会を上奏して了承された。結局、総督がハーパー首相の上奏をそのまま受け入れるかたちで決着したわけだが、通常あまり激しい動きがなく、穏健な政治風土で知られるカナダにおいては珍しく、激動の五日間であったといえるだろう。

4. 君主・総督と政治過程 —比較の視座から—

総督、あるいは君主の判断というものが政治過程に影響を与えることは、現代の先進民主主義諸国においても起こりうるのだろうか。ここではいくつかの事例を提示することで考えてみたい。

(1) 旧英領諸国 —カナダとオーストラリアの事例—

総督による政治判断というものが、これまでまったくなかったわけではない。ここではカナダとオーストラリアの事例から考えてみることにしたい。

カナダでは1920年代の不況のさなか、総督が首相を解任して、新たな首相を任命したことがあった。社会的な混乱状態のなか、ポピュリズム的な革新主義運動が急速に拡大した結果、進歩党という新興政党が連邦議会下院に進出した。その結果、1925年10月の連邦議会下院総選挙では自由党100議席、保守党115議席、進歩党22議席という結果になり、単独過半数を制する政党が不在となった。自身も落選の憂き目に逢ったマッケンジー・キング首相(自由党)はこの結果を受けて、保守党には敗れたものの進歩党との関係を強化することで自由党政権は存続可能と判断し、連邦総督バイング卿に自らの首相に留任を上奏して承認された。キング首相は自由党の陣笠議員を辞職させ、補欠選挙に立候補して勝利することで議会に戻った。キングの首相留任に反発した保守党党首のアーサー・ミーエンは、その直後に発覚した金銭スキャンダルなどで自由党政府を激しく攻撃した。その結果、議会の安定的運営が困難となったキング首相は26年6月に再度バイング卿に面会し、議会解散と総選挙実施を上奏した。しかしバイング卿は、選挙をする前に議会第一党である保守党が一度政権を担当するべきだと主張してキング首相の要求を拒否し、キングを解任したうえで新たにミーエンを首相に任命したのであった。

またオーストラリアでは、1975年に国王の名代である連邦総督ジョン・カーが、連邦首相ゴフ・ウィットラム(労働党)を罷免するという政治的事件があった。このとき総督は、その身分に留保された権限(the Reserve Powers of the Governor-General)を用いて、ウィットラムを解任した。この事件は、ベトナム戦争終結を訴えて23年ぶりに政権交代を実現した労働党政権による左派的な政策が、自由党優位の上院で受け入れられず、膠着状態に陥った政治状況を打開するために、総督が首相の同意を経ずに独断で行ったものであった。これは例外的な状況下における事件であると考えられるものの、総督が留保された権限を実際に行使することが合法的に起こりうることを、英連邦諸国に知らしめた事件だった。

しかしこれらの事例は、議会制民主主義を標榜する国家にとっては、ネガティブなイメージでしかないこともまた確かなことであろう。その後、両国においては極力総督が政治過程の全面に出てくることを忌避する意識が強くなった。例えばウィットラム首相解任後のオーストラリアでは、その後の総督選任に際して政治的な介入を好まない人物を選ぶようになったとされる。

キング首相解任後のカナダのケースはより興味深い。すなわち新たに成立したミーエン内閣は、単独過半数を持たないことから不安定な政権運営を強いられた挙句、結局キングらが主導して提出された内閣不信任案が可決されたことによって、総選挙を余儀なくされた。その結果、キングは再び首相の座に返り咲くとともに、自らの意向に反した決定を行った総督の権限を縮小することを目指した。具体的には、1926年に開催された帝国会議(Imperial Conference)でこの問題について討議し、一般には「バルフォア宣言」として知られる決議を採択したのである⁹。この宣言によって、英領植民地の政治的独立が確認さ

れるとともに、結果として総督の政治的権限も実質的に制限されるようになった。

これらの事例は、総督が残余権限を行使せざるをえなくなる共通の条件を提示している。すなわち、上院と下院のねじれ、あるいは少数派政権といった、多数決によって物事が決まらないような膠着状態に陥った場合、最終的な手段として、通常は使われない政治制度に依拠した政治的決定がなされうることなどを示している。ここでとりあげたオーストラリアとカナダの事例は、現代の民主主義においても、議会が危機に際して何らかの解決策を提示できない際、非常大権が使われる可能性が現実存在することを示唆していると言えよう。

(2) 君主制とデモクラシー —ベルギーなど、西欧立憲君主制諸国との比較から—

総督や君主などという、民意を経ない政治的権力が、何らかのかたちで実質的な権力を行使することは、現代政治においてどのようにとらえられるべきなのだろうか。直ちに非民主主義的であると非難することはたやすいが、この点について他の諸国の例を見ながら考えることは有益であろう。

ここで注意する必要があるのは、今日の成熟したデモクラシー諸国のうち、立憲君主制を採用している国家は実は少なくないという事実である。つまり君主制とデモクラシーは二律背反的なものではなく、実際問題として十分に両立可能である点にも留意しなければならない。ヨーロッパの立憲君主制諸国のうち、例えばベルギーでは国王が首相選任などで、実質的な政治的決定を行うことが知られている。ここでは、ベルギーの事例について少し考えてみることにしたい。

ベルギーの君主制は、ヨーロッパの立憲君主制国家の中でも君主として最高の権力を保持する制度であるとされている¹⁰。ベルギー憲法(1994年公布)は、国家元首である国王にかなりの程度実質的な権限を認めており、この点で他の立憲君主主義諸国とはやや異なる¹¹。たとえばベルギー憲法第36条では、連邦立法権は国王、下院および上院が共同して行使するとされ、執行権、つまり連邦政府の行政権も国王に属するものとされている(第37条)。実際、1990年の中絶合法化法案にボードワン一世が強行に反対したため、連邦政府と激しく対立したことがある。このときは法案への署名拒否を避けるために、「統治不能」が内閣によって宣言され、内閣が法案の公布を代行した¹²。

ベルギーの政治が急速に不安定化したのは、2000年代に入ってからである。1990年代以降移民問題などを巡ってヨーロッパでは極右政党が、移民排外主義を掲げて議会選挙で躍進したが、ベルギーも例外ではない。ベルギー最高裁判所が、極右政党フラームスブロック(VB)が人種差別禁止法に抵触しているとしたのを受けて、同党が自主的に解散して新政党に衣替えしたのが2004年である。その後ベルギー政治は、民族と言語の問題を巡って混迷を深めていくことになった。

2007年6月10日に行われた連邦議会総選挙では、オランダ語系キリスト教民主党と新フランドル同盟の二党連合が勝利し、ギー・フェルホフスタット首相に代わってイヴ・ルテルムが組閣を行うことになった。しかしルテルムは、選挙後半年以上も内閣を発足させることができなかった。ベルギー国王アルベール二世は前任首相であるフェルホフスタットの辞意を認めず、半年にわたって暫定内閣を組織させた。ルテルムは2008年3月によりやく自前の連立内閣を組織し、国王から首相に任命されたのであった。

ベルギー政局をめぐる一連の混乱は、経済水準の高いオランダ語系による自治拡大の動きによるところが大きい。このような中でルテルム首相は、連邦制度改革の問題を巡る政治的対立を解消できず、組

閣から四ヶ月ほど経った七月には首相辞職を国王に伝えている。ルテルムは、言語圏の主張は対立し共存は不可能に見えると述べて辞任しようとしたものの、国王は慰留し辞任を認めなかったという¹³。

比例代表制を採用していることもあり、連立政権が常態化しているベルギーの場合、首相選任のプロセスが 100 日以上かかることは稀ではない¹⁴。国王は首相任命に当たって、長老格の政治家を情報提供者(informateur)として候補者の選定に当たらせる。情報提供者は国王に対して組閣担当者(formateur)を報告する任務のほか、連立の条件整備までも行うことがある¹⁵。この首相選任のプロセスにおいて、場合によっては国王の意思が実際に働くこともあるという¹⁶。つまり上述のルテルムの事例は、国王が憲法に規定された権能に依拠しつつ、首相の任免という実際の政治過程に積極的に関与している姿を示している。

これらのベルギーの事例から明らかになるのは、国王が単純に国家元首としてのシンボリック的地位にとどまらず、実際に首相の任命などの政治過程に深くコミットし、政治的に重要な判断を下す姿である。

君主が政治的権能を維持し、政治過程に実際に関与するのはベルギーだけではない。ヨーロッパに限って見た場合でも、とりわけ隣国オランダなどは君主が政治過程において果たす役割は大きい。実際オランダ王国憲法は、第二章において君主の政治的権限をかなりの程度認めている。すなわち、国王は閣僚を任命・罷免する権限を持ち、執行権は国王と内閣が共同して行うということになっている¹⁷。実際、2013 年まで在位したベアトリクス女王は、首相をはじめとする閣僚から頻繁に政務に関する報告を受け、場合によっては行政府の政策を厳しく批判することもあったとされる。

ベルギーやオランダの事例を考えた場合、国民統合において、君主制、あるいはそれに由来するような権威、あるいは諸制度が、なんらかの形で政治的局面に作用することを示唆している。このような統合原理としての権威の有様は、その正当性が民主制的な制度によっては担保されないかもしれないということに留意することが必要だろう。民主制でない制度による国民統合という側面は、おそらく現代の政治学が見落としてきたひとつの事例である。政治学における民主制論は、民主制と考えられないような制度をそもそも捨象して議論を展開してきた可能性があるとも言えるだろう。

ベルギーの事例はまた、カナダにおける国民統合、あるいは総督の地位を考えるうえで示唆に富む。国家が多民族から構成されたり、あるいはマイノリティを包摂している場合、単純な多数決では物事が解決しないことが当然あり得る。このような場合、国家安定の担保として君主や総督など、いわば調停者の存在が必要とされる場合もあると考えられる。君主などの象徴的な存在を担保として、調和を模索し一定の妥協を導き出すことは、実はそれほど不自然なことではないということを、これらの事例は示している。つまりこれらの事例は、現代の民主制において、君主制あるいは総督といった過去の政治システムの残滓が、むしろ安定的な政治体制を支えるものとして、積極的な意味を持ちうることを示唆していると言えるのではないだろうか。

5. まとめ

本稿冒頭で述べたように、カナダにおいてはこれまで総督の地位そのものに対する法学的・政治学的関心はほとんどなかったと言ってよい。2008 年の連立政権騒動は、あらためてカナダという国の基本的

な枠組みを再考する機会となったのであり、その意味では総督の実質的な権限という問題について、議論はまだ始まったに過ぎない¹⁸。本稿では、この問題について結論を出すことはもちろんできないものの、ここではまとめとして、今後この問題を考えるにあたってこれまでの議論を整理し、あわせていくつかの示唆的な論点を提示することとしたい。

カナダで版を重ねている政治学入門書は、君主や総督の政治的な位置づけについて、今日では主として象徴的な役割にとどまるとしたうえで、儀礼をつかさどることのみその存在意義があるとしており、政治過程における総督の実質的な権限には何ら言及していない¹⁹。また、ロースクール学生向けに、憲法学分野で定評ある教科書を執筆したペーター・ホッジ(ヨーク大学)は、教科書の学生向け簡易版を作成した際に国王についての章を省略している²⁰。省略の理由は明確でないものの、ホッジ自身がこの項目について憲法学的には重要でないと考えていることだけは確かであろう。

しかしながら、国王あるいは総督といった、選挙を通じた信任を受けていない非民主主義的な政治制度が、なんらかのかたちで実際の政治過程において実質的な判断を下さざるを得ない状況がありうることは、ベルギーやオランダのみならず、オーストラリアやカナダなどの事例からも明らかである。その意味でこのカナダの事例は、総督の実質的な権限について、言うなれば過去の「亡霊」の存在を再認識する契機となったと言えるだろう。

ただ、そのことと実際に総督が議会を停会することは別の問題である。つまり、議会停会という行為はデモクラシーにとって死活問題であり、このように議会というアリーナでの議論を封じこめてしまうような状況を総督の一存で作り出しているのか、という規範的な問いかけがなされたのである。

また逆に、議会停会という総督の行為について、むしろ肯定的に評価する向きもある。つまり議会停会によって混乱が避けられ、結局政治的な安定を維持しえたことへの評価は、政権与党のみならず一般市民や政治学者のあいだでも見られる。確かに不信任案が成立した場合、その後の政治情勢はきわめて不明確であり、カナダ政治そのものが不安定化する可能性が高かった。とりわけこの連立騒動そのものが、総選挙に敗れて辞任を表明していた自由党ディオン党首による起死回生をねらった一種の政治的な博打であると考えられたことから、このような肯定的評価には一定程度のリアリティが存在した。

さらに言えば、一連の経緯から、カナダの政治体制そのものについてのより大きな問題が明らかになったとも考えられる。つまり二大政党制にかわって、いくつかの政党が存在し単独過半数を得られない状況が続く場合、首相任命において、総督が権限を行使し、実質的に首相を選ばざるを得なくなる事態が現実問題として今後想定されうるということである。2011年以降、確かに保守党の多数派政権が継続はしているものの、カナダの政党システムが単純な二大政党制ではない以上、少数派政権の成立は理論的には大いにありうると考えてよいだろう。むしろ多党制が常態化することも考えられることから、これまでのように「連立政権は政治的慣習上ありえない」とはもはや言い切れない。とりわけ、新民主党とリベラル色の強い自由党左派との連携は可能性としてあり得る選択肢として念頭に置いておく必要があるだろう。

また、選挙制度改革論議が今後具体的なかたちで議論されることもありえるだろう。ケベック州の仏語系エスニック・マイノリティの存在にもかかわらず、これまでカナダは単純小選挙区制を採用してきた。多民族国家の場合、マイノリティの政治的代表的保障を込めて、比例代表制メカニズムを採用し

ていることが多い。これまで新民主党が長年にわたって比例代表制導入を主張してきたが、今後新民主党が何らかのかたちで政権入りした場合、今後選挙制度改革が現実味を帯びてくることになる。ちなみに 1992 年の国民投票で否決されたものの、かつての憲法改正案においては、比例代表制を軸とした選挙制度改革も重要な柱であった。比例代表制の選挙制度では、一般に多党制が形成されることが多いことから、仮に制度改革がなされた場合、ベルギーのように首相選任にあたって君主・総督が調停者として力を発揮することも当然想定されよう。

当初は「連立危機 (Coalition Crisis)」と呼ばれていた問題が、事態の急転にともない「憲法危機 (Constitutional Crisis)」となり、突如としてカナダという国家の政体構造 (Polity) そのものが問われる事態となった。2008 年のカナダにおける連立問題は、いわば「瓢箪から駒」的に思わぬ副産物を生み出したといえるだろう。実はカナダ憲法は、憲法典の一部を構成する 1867 年英領北アメリカ法第 17 条において「カナダに、国王、上院、下院から構成される一つの議会を置く」と定めている。この条文は普段あまりかえりみられることはないものの、この騒動はこの条文における「国王」の意味するところを再考するきっかけになった、ということと言えるだろう。

最後に、その後の議会停会事例についても触れておきたい。2008 年以降、あくまでも例外的な存在であったはずの議会停止という政治手法は、実際にはたびたび用いられるようになっていく。たとえば、2010 年バンクーバー冬季五輪時における議会停会が挙げられるが、近年では連邦議会レベルのみならず、州議会レベル、たとえばオンタリオ州議会でも、州首相の辞任と新首相就任に備えて、2012 年 12 月に議会停会がなされるなど、連邦・州を問わず、議会停会という手法がかつてより格段に用いられる状況にある。

また、議会停会という手法は、これまではあくまでも少数派政権下という政治的に不安定な状況に置いて用いられてきたが、多数派政権となった今日でも、議会停止を行おうとする動きがある。すなわち、2011 年連邦下院総選挙において、念願の単独多数派政権を担うこととなったステューヴン・ハーバー首相率いる保守党政権は、2013 年秋に再度議会停止を試みたことがあった。この点についてはさらなる分析が必要であるものの、確かなことは、例外的手法であった議会停止がいわば常用化されるようになり、為政者にとって普段から活用しうる統治のためのツールとなりつつある、ということである。この点については、カナダ憲法や議会慣例などを参照しつつさらなる分析が必要であり、他日を期したいと考えている。

¹ カナダにおける政党政治について論じた研究としては、邦語では本稿著者によるものとして、岡田健太郎「カナダ政党システムの変容 二大政党制から多党制へ」『国家学会雑誌』第 119 巻 1・2 号 2006 年 1 月を参照。またカナダ政党政治の構造を概観するうえで、Carty, R.K., Willam Cross and Lisa Young, *Rebuilding Canadian Party Politics*, University of British Columbia Press, 2000. が有用である。

² 2011 年 5 月に行われた連邦下院総選挙では、ケベック連合が 4 議席におわる大敗を喫して事実上政党の体をなさなくなった一方で、新民主党が 103 議席 (選挙前は 36 議席) を獲得し、公式野党第一党 (“Her Majesty’s Loyal Opposition”) となった。これまで政権を担うことも多かったカナダ自由党は 34 議席しか獲得できず、第三政党化した。このように 1993 年以降、一定のサイクルで政党システムに大きな変化が生じるのが、近年のカナダ政党政治の特徴である。

³ ケベック連合は、閣外協力の立場で自由党・新民主党連立政権に協力するとした。

⁴ カナダにおける二大政党の一翼を担った進歩保守党 (Progressive Conservative Party) は、1993 年連邦下院総選挙において大敗を喫し、その後保守主義政党が林立する事態となった。西部カナダを代表

し、ケベック州への特別な配慮に反対する右派ポピュリズム政党である改革党(プレストン・マニング党首)、その後継政党で保守勢力の統合をめざしたカナディアン・アライアンス、小政党化した進歩保守党などのあいだで、“Unite the right!”の動きが続いていたが、2003年にカナダ保守党結成によって、ようやく保守合同がなされた。

⁵ なお自由党のディオソ党首は、総選挙敗北の責任をとって、このときすでに党首辞任を表明していた。

⁶ McMenemy, John, *The Language of Canadian Politics: a Guide to Important Terms & Concepts*, Wilfrid Laurier University Press. 2006, p304.参照。

⁷ たとえば三党党首による国民への呼びかけでは、カナダとケベックにおける国民の過半数以上は保守党以外に投票し、連邦議会下院でも三党合計で55%以上の議席を獲得していることを強調し、民意は三党にあると主張している(2008年12月1日付三党党首による国民への公開書簡を参照)。

⁸ 12月1日付保守党ニュースリリース “No mandate for Liberal-NDP-Separatists Backroom Coalition” 参照。

⁹ イギリス政府のシオニズム支持を明確にした、1917年のバルフォア宣言とは別個のものである点に注意。

¹⁰ Fitzmaurice, John, *The Politics of Belgium*, London: Hurst & Company, 1996, 85-86 頁参照。

¹¹ ベルギー憲法の日本語訳と詳細な解説は、阿部照哉、畑博行編『世界の憲法集(第三版)』東信堂 2005 年を参照のこと。

¹² 津田由美子によれば、ボードワン一世は首班指名に深く関与していたとされ、なかでも穏健な地域主義者であるウィルフレド・マルテンスの長期政権化をもたらしたという。詳細については、津田由美子「12. ベルギー」馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治史ハンドブック』東京大学出版会 2000 年 183 頁-196 頁を参照のこと。

¹³ 朝日新聞 2008 年 8 月 1 日金曜日 8 面(東京 13 版)「言語の溝 ベルギー分断」参照。

¹⁴ 渡辺樹 「ベルギーの政党政治と合意形成」『レファレンス』平成 20 年 3 月号 国立国会図書館 21 頁参照。

¹⁵ 水島治郎によれば、オランダにおいても組閣の際にはベルギーと同様に、組閣者(フォーマトウール)と情報提供者(インフォーマトウール)が存在するという。水島治郎『戦後オランダの政治構造 ネオ・コーポラティズムと所得政策』東京大学出版会 2001 年 211 頁参照。

¹⁶ 渡辺樹 同上論文 20 頁参照。

¹⁷ 水島治郎「第五章 オランダ」馬場康雄・平島健司編 前掲書 69 頁参照。

¹⁸ この連立をめぐる一連の動きは、カナダでは憲法危機(Constitutional Crisis)と呼ばれることもある。トロント大学のペーター・ラッセル教授らは、政治学、あるいは法学の見地から今回の騒動について考察するシンポジウムを開き、その内容は Russell, Peter H. & Lorne Sossin eds., *Parliamentary Democracy in Crisis*, University of Toronto Press, 2009.にまとめられた。

¹⁹ Brooks, Stephen, *Canadian Democracy: an Introduction 4th edition*, Oxford University Press, 2004. pp220.参照。

²⁰ Hogg, Peter W., *Constitutional Law of Canada: Student Edition 2006*, Thomson Carswell Publishing, 2006. 全 1459 頁。

本研究は、日本学術振興会科学研究費若手研究(B)「カナダにおける討議デモクラシーの発展に関する研究 -王立委員会から市民議会へ- (研究代表者(単独):岡田健太郎)」【研究課題番号 25780108】による成果の一部である。